

重度訪問介護 重要事項説明パンフレット

令和 6 年 6 月 1 日 現在

このパンフレットは、利用者様が重度訪問介護（ホームヘルプサービス）の契約にあたって利用者様やご家族の方に知っていただきたい事項を記載したものであり、契約書の内容をご理解していただけるような内容となっております。

◎ 当事業所の概要

事業所名	訪問介護事業所コスモス
所在地	松山市別府町 3 6 5 - 1
指定事業所番号	3 8 1 0 1 0 0 8 2 0
連絡先	TEL 0 8 9 - 9 5 3 - 5 8 9 0 FAX 0 8 9 - 9 5 3 - 5 9 0 0
営業日	月曜日～金曜日
営業時間	平日 午前 9 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分 年末年始 休日（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日、祝日）
通常のサービス提供実施地域	松山市内 （旧北条市、旧中島町を除く）
事業の目的	障がい者、障がい児及び障がい児の保護者に対し、適正な指定重度訪問介護を提供することを目的とする。
運営方針	1. 事業所の訪問介護員等は、障がい者、障がい児等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。 2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

◎ 当事業所の職員体制

※（ ）内の数字は、男性の人数です。

		資格	常勤	非常勤	計
サービス 従事者	訪問 介護 員	介護福祉士	3人 ()	3人 ()	6人 ()
		ホームヘルパー養成 研修修了者(1・2級)	—	1人 (人)	1人 (人)
		重度訪問介護 研修修了者	—	—	—
		(その他) 管理者(兼務) 事務職員	1人	1人	1人 1人

○訪問介護員は、介護福祉士または介護職員初任者研修を修了したものです。

○訪問介護員は、身体上・精神上の障がいにより日常生活を営むのに支障がある人の介護を行い、また家族介護者等に介護に関する指導を行います。

○訪問介護員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも提示をもとめることができます。

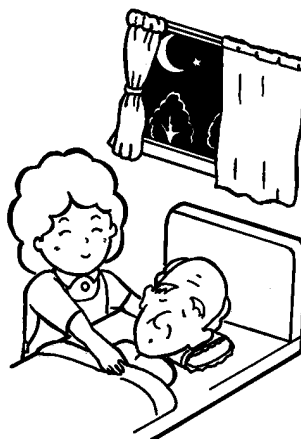
◎ こんなサービスが利用できます。

障害者総合支援法の「重度訪問介護」とは、日常生活全般に常時の支援を要する方に、身体介護、家事援助、外出時における移動の介護などを行うことをいいます。

起床介助



就寝介助



排泄介助



衣服の着脱



身体整容

(爪きり・耳かき・髪を梳くなど)



洗髪介助



入浴介助



食事介助



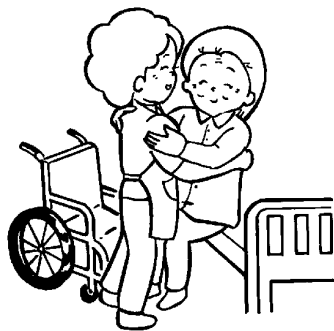
体位変換



服薬介助



移乗・移動介助



通院・外出介助



掃除・ごみ出し



洗濯



調理



ベッドメイク



衣服の整理・被服の補修



買い物



薬の受け取り



◎ 次のサービスは（原則として）障害者総合支援法では提供できません。



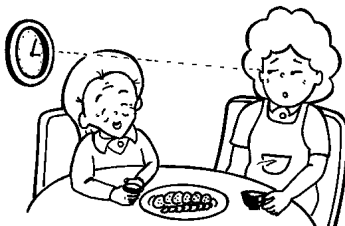
利用者本人以外の同居家族への洗濯・調理
・買い物・布団干し



主として利用者が使用する
居室等以外の掃除



来客の応接
（お茶、食事の手配など）



話し相手のみ・本人不在時の訪問



自家用車の洗車・清掃



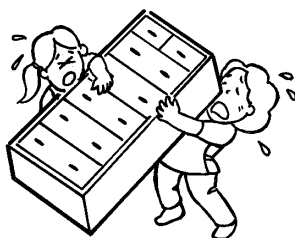
草むしり



花木の水やり



ペットの世話
（犬の散歩など）



家具・電気器具等の移動、
修繕、模様替え



大掃除、窓のガラス磨き、
床のワックスがけ



室内外家屋の修理、
ペンキ塗り



園芸
（植木の剪定など）



特別な手間をかけて行う
料理（おせち料理など）

○サービスの内容は変更することができますので、変更を希望される場合は、担当者（管理者：佐々木 紀子・連絡先０８９－９５３－５８９０）までご相談ください。

◎ 具体的な利用料は、次の通りです。

利用料は、サービスの内容・利用する時間帯・利用する時間の長さによって異なります。（１回あたり）

区分		日中（午前 8：00～午後 6：00 まで）	
		提 供 時 間	利 用 料
重度訪問介護サービス費	病院等に入院又は入所中以外に提供した場合	1 時間未満	1 8 6 円
		1 時間以上 1. 5 時間未満	2 7 7 円
		1. 5 時間以上 2 時間未満	3 6 9 円
		2 時間以上 2. 5 時間未満	4 6 1 円
		2. 5 時間以上 3 時間未満	5 5 3 円
		3 時間以上 3. 5 時間未満	6 4 4 円
		3. 5 時間以上 4 時間未満	7 3 6 円
		4 時間以上 8 時間未満（30 分あたり）	(821 円)+ 8 5 円
		8 時間以上 1 2 時間未満（30 分あたり）	(1,505 円)+ 8 5 円
		1 2 時間以上 1 6 時間未満（30 分あたり）	(2,184 円)+ 8 1 円
		1 6 時間以上 2 0 時間未満（30 分あたり）	(2,834 円)+ 8 6 円
		2 0 時間以上 2 4 時間未満（30 分あたり）	(3,520 円)+ 8 0 円
	所中に提供した場合	1 時間未満	1 8 6 円
		1 時間以上 1. 5 時間未満	2 7 7 円
		1. 5 時間以上 2 時間未満	3 6 9 円
		2 時間以上 2. 5 時間未満	4 6 1 円
		2. 5 時間以上 3 時間未満	5 5 3 円
(備考)		重度障害者等の場合の加算 1 5 % 障害程度区分 6 に該当する者の場合の加算 8. 5 %	

移動介護 加算	１時間未満	１ ０ ０ 円
	以降 ３０ 分ごとに	+ ２ ５ 円
初回加算	新規に重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した 訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。 ２ ０ ０ 円／月	

緊急時対応 加算	ご利用者やそのご家族等から要請を受けて、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護を行った場合に月2回まで加算します。 100円／1回（1ヶ月に2回まで）
利用者負担 上限額管理 加算	利用者負担合計額の管理を行った場合、月1回を限度に加算します。 150円／1回
喀痰吸引等 支援体制 加算	喀痰吸引等が必要なものに対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に加算します 100円／1日
キャンセル に伴う費用	サービス提供の24時間前までに通知をすることにより、サービス利用を中止することができますが、通知なくサービス利用を中止した場合、キャンセル料が発生いたします。 1000円／1訪問につき ※ ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
同一建物 居住者に 対する減算	事業所と同一建物の利用者または、これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の90%を算定
福祉・ 介護職員等 処遇改善加算 Ⅳ	介護の人材を確保し、処遇改善のために法で定められた加算です。 21.9%／利用料に加算

※昼間（午前8時から午後6時まで）以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料が割増になります。

提供時間帯	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前6時から午前8時	午後6時から午後10時	午後10時から翌朝午前6時
加 算 割 合	25%	25%	50%

※利用者様の身体的理由により1人の訪問介護職員等による介護が困難と認められる場合など、やむを得ない事情で、かつ、利用者様の同意を得て、重度訪問介護計画に基づき2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※事業所が利用者様に代わり市町村から受領した介護給付費の額については、利用者様に通知します。

◎ 交通費

○通常のサービス提供実施地域（※） → 無料

（※）通常のサービス提供地域については、1 ページに記載しています。

○買い物時や薬の受けとり時の交通費 → 利用者様の実費負担となります。

◎ 水道代・ガス代

利用者様のご自宅で、サービス実施のために水道・ガスを利用した場合、その代金は利用者様の実費負担となります。

◎ 電話代

利用者様のご自宅で、サービス実施のためにやむを得ず電話を利用した場合、その代金は利用者様の実費負担となります。

◎ その他の料金

○障害者総合支援法が適用されないサービスを利用する場合、利用者様の全額自己負担となります。



◎ 緊急時の対応方法

利用者様の病状の急変やその他必要な場合には、下記に記載の主治医（かかりつけ医）ならびにご家族の方に直ちに連絡し、必要な措置を講じます。

	主治医 (かかりつけ医)	ご家族 ()	その他 ()
氏 名			
連絡先 (電話番号)			
住所 (所在地)			

◎ 日常的金銭管理・財産管理・権利擁護等への対応

○当事業所は、利用者様にサービスを提供する際に付随した日常的金銭管理・財産管理については、家事援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の管理以外は、取扱いしません。

○利用者様に日常的金銭管理や財産管理の必要が生じた場合、また財産侵害や虐待等に対する利用者様の権利擁護等の必要が生じた場合には、利用者様のご希望も踏まえながら、適切な公的窓口等の第三者機関をご紹介します。

◎ 事故発生時の対応

○当事業所は、利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者様の家族、居宅介護事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

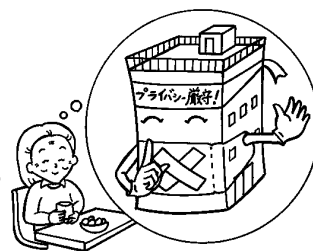
○当事業所は、以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

当事業所が利用者様に対して賠償すべきことが起こった場合は、誠実に対応するとともに、契約書本文第14条に基づき、当事業所は金銭等により賠償をいたします。

加入保険名	居宅介護事業者賠償責任保険（東京海上火災保険）
保険の内容	保険契約者：医療法人ゆうの森 訪問介護事業所コスモス 保険対象：重度訪問介護事業の活動遂行に起因する対人・対物事故の損害賠償
賠償できる事項	当事業所の訪問介護員が利用者またはそのご家族の生命・身体・財産に損害をあたえたとき
当事業所の連絡担当者	（氏 名）管理者 佐々木 紀子 （連絡先）089-953-5888

◎ プライバシーについて

- 当事業所は、利用者様にサービスを提供するうえで知り得た情報は、決して第三者に漏らすことはありません。
契約終了後も同様です。



- サービス担当者会議などで利用者様やそのご家族の情報を利用するには、利用者様の同意が必要となりますので、別に作成する同意書（「重度訪問介護利用契約における個人情報使用同意書」）に記名・押印いただくことになります。

◎ こんな場合はこちらまで

- ①担当者と連絡を取りたい場合

０８９－９５３－５８９０

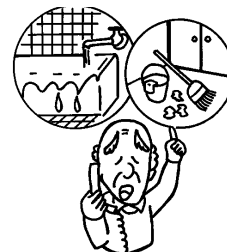
- ②予約していたサービスの利用を中止したい場合

すみやかにこちらまでご連絡ください。

０８９－９５３－５８９０



- ③サービスの提供に関して苦情の相談や虐待に関する相談がある場合



（当社の苦情相談・虐待に関する相談の窓口）

訪問介護事業所コスモス （管理者） 佐々木 紀子	連絡先 （０８９） ９５３－５８９０ 受付時間（平日） 午前９時 ～午後５時３０分
--------------------------------	---

（障害者総合支援法サービスについての苦情・相談）

松山市役所 （障がい福祉課）	松山市二番町四丁目７－２ 別館１階 連絡先 （０８９） ９４８－６８４９ 受付時間（平日） 午前８時３０分 ～午後５時１５分
-------------------	---

◎ ケマネジャーや主治医（かかりつけ医）との連携

- 当事業所は、サービスの提供にあたり、ご担当のサービス提供責任者や主治医（かかりつけ医）との緊密な連携を図り、より良いサービスを提供いたします。
- また、利用者様が重度訪問介護計画の変更を希望される場合は、速やかにご担当のサービス提供責任者に連絡し、調整いたします。

◎ 当事業所の法人概要

法人名	医療法人ゆうの森
法人種別	医療法人
法人所在地	松山市別府町４４４－１
代表者氏名	理事長 永井康徳
電話番号・ＦＡＸ	ＴＥＬ ０８９－９１１－６３３３ ＦＡＸ ０８９－９１１－６３３４

指定重度訪問介護等の提供および利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

訪問介護事業所コスモス

説明者 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定重度訪問介護等の提供および利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者（または代理人） 住所

氏名 印

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者 住所

氏名 印

（利用者との関係 ）